○厚生労働省令第七号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第二項第一号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の五第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

# 告　示

○金融庁告示第七十号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十四条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月四日から適用する。

平成二十七年九月四日

金融庁長官　森　信親

本則に次の一条を加える。

（修正国際基準）

**第四条**　修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十七年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であって、次に掲げるものとする。

一　修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）

二　企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの

別表二中国際会計基準（ＩＡＳ）第34号の項中「中間財務報告」を「期中財務報告」に改め、同表の次に次の一表を加える。

**別表三**（第四条関係）

| 号数 | 表題 |
|---|---|
| 企業会計基準委員会による修正会計基準第１号 | のれんの会計処理 |
| 企業会計基準委員会による修正会計基準第２号 | その他の包括利益の会計処理 |

# 公　告

諸　事　項

## 破産手続終結

**平成２６年（フ）第５９１８号**
静岡県静岡市駿河区有東３丁目１番４号
破産者　株式会社スマーツジャパン
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６５４７号**
東京都葛飾区亀有５丁目15番12号
破産者　玉屋建設株式会社
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９８９８号**
東京都府中市若松町３丁目24―７
破産者　松川　秋光
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１０２１０号**
東京都西東京市泉町６丁目９―24
破産者　関野　政之
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１０５３号**
東京都墨田区横川５丁目10―１―1107
破産者　新保　秀行
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１７５４号**
東京都墨田区八広１丁目19番５号
破産者　有限会社齊藤工業所
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２０９６号**
埼玉県さいたま市中央区新中里２丁目17―６
破産者　弓田　重之
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３２８号**
東京都江東区北砂１丁目４―23
破産者　原島商店こと　原島　豊
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３６８号**
神奈川県横浜市中区竹之丸132番地の11
破産者　ＴＢＭレコード株式会社
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部